

寄 附 金 控 除 の 改 正 内 容

	平成20年度以前	平成21年度以降
控除の対象となる寄附金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体(都道府県、市区町村)</li> <li>・住所地の都道府県共同募金会</li> <li>・住所地の日本赤十字社の支部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体(都道府県・市区町村) → *ふるさと納税</li> <li>・住所地の都道府県共同募金会</li> <li>・住所地の日本赤十字社の支部</li> <li>・都道府県または市区町村が指定した団体</li> </ul>
地方公共団体へ寄附した場合の控除額	適用対象金額 × 10% (市民税6%、県民税4%)	1.適用対象金額 × 控除率(10%) 2.適用対象金額 × (90% - 寄附される方に適用される所得税率)  * 上記1,2の合計額を控除、ただし2の控除額については、個人住民税所得割の1割が限度となります。
住所地の都道府県共同募金会または日本赤十字社の支部へ寄附した場合の控除額	適用対象金額 × 10% (市民税6%、県民税4%)	適用対象金額 × 10% (市民税6%、県民税4%)
都道府県または市区町村が指定した団体へ寄附した場合の控除額	なし	適用対象金額 × 6%(市民税控除率) 適用対象金額 × 4%(県民税控除率) * 都道府県または市区町村の一方のみが条例で指定した団体への寄附については、当該一方にかかる控除率を適用
控除の方式	所得控除方式	税額控除方式
寄附金控除の適用対象金額	10万円を超える額	5千円を超える額
寄附金控除の限度額	総所得金額等の25%	総所得金額等の30%